

川口市障害のあるなしに関わらず共に学び成長する子ども条例

(目的)

第1条 この条例は、障害のある子どもに対する、教育及び保育における差別の解消及び合理的配慮の提供に関する基本理念並びに市及び市民の役割を明らかにすることにより、社会的障壁の除去を推進し、インクルーシブ教育及び保育（障害のあるなしに関わらず、全ての子どもが共に学び成長する環境において行われる教育及び保育をいう。）が実施できる市の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満である市民並びに18歳以上の市民であって学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに専修学校の高等課程に在学する者をいう。
- (2) 障害のある子ども 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病に起因する障害等の心身の機能の障害（以下「障害」という。）があり、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある子どもをいう。
- (3) 差別 障害を理由とした不利益な取扱いをいう。
- (4) 合理的配慮 障害のある子どもが、障害に起因する様々な課題について特別な対応を必要とする時に、教育及び保育の現場において負担が重すぎない範囲で変更及び調整をすることをいう。

(基本理念)

第3条 全ての子どもは、障害のあるなしに関わらず、自らの意思により自分の人生を選択し、自分らしく生きる権利を有するものであり、全ての子どもが、相互に理解を深め合い、支え合い、また学び合える環境の構築を目指し、全ての市民が障害に対する理解を深め、社会の責務として、教育及び保育における差別の解消及び合理的配慮を行い、障害のある子どもを支援していくものとする。

(市の役割)

第4条 市は、前条の基本理念に基づき、次に掲げる取組を行うものとする。

- (1) 市民の障害に対する理解の促進及び差別の解消に向けた取組

(2) 教育及び保育環境における合理的配慮を提供するための基礎的環境整備の取組

(3) 障害のある子ども及び保護者の意向を尊重するための必要な支援並びに保健、医療、福祉及び教育の関係機関相互の連携を図る取組

(市民の役割)

第5条 全ての市民は、障害に関する理解を深めるとともに、障害のある子どもの差別の解消に向けた前条の取組に協力するよう努めるものとする。

2 全ての市民は、第3条の基本理念に基づき、障害のある子ども、その家族、支援者等に対し、それぞれの立場でできる配慮及び支援に努めるものとする。

(施策の実施等)

第6条 市は、第4条各号の取組として、次の各号に掲げる施策を実施する。

(1) 全ての市民への障害に関する広報、意識の啓発及び理解の促進

(2) 障害のある子どもの進級、進学等における、継続した切れ目のない支援

(3) 障害者差別解消支援地域協議会等の関係機関との情報の交換及び協議を通じた差別の解消

(4) 障害のあるなしに関わらず、様々な遊び等を通じて共に過ごし、それぞれの子どもが互いに学び合う経験を持てる機会の創出

(5) 障害のある子どもに対する医療的ケア及び必要な人員の配置に関する施策

2 前項各号に掲げるもののほか、市は、次の各号に掲げる事項の施策の実施に努める。

(1) 福祉及び教育の連携等による相談支援体制の充実に関すること。

(2) 教育及び保育における職員の確保、適切な教材等の提供、施設の整備等に関すること。

(3) 教育及び保育に従事する職員に対する特別支援教育及び障害児保育にかかわる専門性の向上に関すること。

(4) 障害のある子どもの家族に対する教育及び保育上の過度な負担の軽減に関すること。

(財政上の措置)

第7条 市は、教育及び保育における差別の解消及び合理的配慮の提供に関する施

策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(議会への報告)

第8条 市は、毎年度、第6条に規定する施策に関する取組状況を議会に報告するものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。